

サイバーリスク保険 2024 年 1 月改定のご案内

平素より東京海上日動（以下「弊社」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2024 年 1 月 1 日以降始期契約より、サイバーリスク保険について、以下のとおり商品改定を実施いたします。このご案内では、主な改定点について、その概要を記載しております。改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

コンピュータシステム復旧費用の自動補償化

補償拡大

① 改定の内容

これまでオプションとしてご用意していた「コンピュータシステム復旧費用担保特約条項」で補償する費用を、自動付帯される「サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項」の費目として追加し、すべてのご契約において補償対象とします。

本改定により新たに自動補償となる費用



セキュリティ事故（*1）により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、ソフトウェア・プログラムの復元費用等



セキュリティ事故（*1）によりサーバ等のコンピュータシステム（*2）に損傷が生じた場合の修理費用や、一時的に使用する代替物の賃借費用等

（*1） 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムへのサイバー攻撃等をいいます。なお、情報漏えい限定補償プランにおいては、情報漏えいやそれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃等をいいます。

（*2） 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。

このご案内は、サイバーリスク保険の 2024 年 1 月改定内容の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、代理店または弊社からご案内差し上げるその他のパンフレットをよくお読みください。なお、詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。